

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例

昭和二十九年六月三十日

宮城県条例第三十五号

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例をここに公布する。

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例

(この条例の目的)

第一条 この条例は、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第六十八条第二項の規定に基き、警察官に対し支給する被服（以下「支給品」という。）及び貸与する装備品（以下「貸与品」という。）に関し、規定することを目的とする。

(支給品の品目、員数及び使用期間)

第二条 警察官に対する支給品の品目、員数及び使用期間は、次の表のとおりとする。ただし、特別の事由がある場合には、県警察本部長（以下「本部長」という。）は、その員数を増減し、又は使用期間を伸縮することができる。

品目	員数	使用期間
冬帽子	一個	十六月
合帽子	一個	十六月
夏帽子	一個	十六月
冬活動帽子	一個	十六月

合活動ネクタイ	冬活動ネクタイ	合ネクタイ	冬ネクタイ	合ワイシャツ	冬ワイシャツ	雨衣	防寒服	合活動服	冬活動服	夏服	合服	冬服	夏活動帽子	合活動帽子
一個	一個	一個	一個	一着	一着	一着	一着	一着	一着	一着	一着	一着	一個	一個
四月	四月	四月	四月	四月	四月	三十六月	三十月	十二月	十二月	四月	十二月	十二月	十六月	十六月

短靴	一足	十二月
長靴	一足	十二月
靴下	二足	四月
手袋	二組	十二月
ベルト	一個	三十六月

2 任命後初めて支給品を支給する場合には、前項の規定にかかわらず、冬服、合服及び夏服ズボン又は夏服スカートについては二着、夏服上衣については長そで、半そで各二着、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては三着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては二個とする。

(貸与品の品目及び員数)

第三条 警察官に対する貸与品の品目は次に掲げるとおりとし、その員数は各一(階級章及び識別章については、各三)とする。ただし、警視以上の階級にある警察官その他勤務の性質により必要がない者に対しては、その一部を貸与しないことができる。

- 一 階級章
- 二 識別章
- 三 警察手帳
- 四 手錠
- 五 警笛

六 警棒

七 けん銃

八 帯革

九 けん銃つりひも

(特殊の被服又は装備品)

第四条 土地の状況又は勤務の性質により必要がある場合には、本部長は、警察官に対し、前二条に規定する支給品又は貸与品の品目の外、特殊の被服又は装備品を貸与することができる。

(返納)

第五条 警察官が失職し、退職し、休職を命ぜられ、又は臨時待命を命ぜられ若しくは承認された場合には、その者は使用期間の満了しない支給品及び貸与品を返納しなければならない。警察官が死亡した場合には、本部長は、使用期間に満了しない支給品及び貸与品を返納するための措置を講ずるものとする。

(滅失、き損の場合)

第六条 警察官が使用期間の満了しない支給品又は貸与品の全部又は一部を滅失し又はき損した場合には、その滅失し若しくはき損した支給品の品目及び員数と同一の品目及び員数の支給品を支給し又はその滅失し若しくはき損した貸与品に代る貸与品を貸与するものとする。但し、その滅失又はき損が本人の故意又は重大な過失による場合には、その者は滅失し又はき損した支給品又は貸与品の代価として品目ごとに本部長の定める額を弁償しなければならない。

(この条例施行に關し必要な事項)

第七条 この条例の施行に關し必要な事項は、本部長が定める。

附則

この条例は、昭和二十九年七月一日から施行する。

附 則（昭和三十二年四月一日条例第十五号）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十一年十二月十九日から適用する。

2 この条例の施行の際、現に警察職員の服制に関して定をしている国家公安委員会規則（以下「服制規則」という。）により、警察官の服制についてなお従前の例による場合における支給品の支給については、なお従前の例による。

3 服制規則に定める服制によることとなつた際、現に改正前の第二条第一項の規定により支給されている帽子は、改正後の同条同項の規定により支給された冬帽子とみなし、その使用期間については、改正前の同条同項の規定により支給された日から起算するものとする。

4 服制規則に定める服制によることとなつた際、現に改正前の第二条の規定により支給されている支給品で改正後の同条の規定により支給されないこととなつたものうち、改正前の同条の規定による使用期間の満了していないものについては、当該支給品を支給されている警察官は、警察本部長の定めるところにより、これを県に返納しなければならない。

附 則

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則（平成六年三月二十九日条例第七号）

この条例は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成六年十月十三日条例第三十一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十四年七月二十二日条例第四十二号）

この条例は、平成十四年十月一日から施行する。